
QA9-24 区域の運用について教えてください。

A

平成24年4月1日の避難指示区域の見直しによって、新たに「避難指示解除準備区域」、「居住制限区域」、「帰還困難区域」として設定され直し、線量に応じて、行える活動の範囲が異なり、帰還できる環境整備を段階的に進めていきます。

統一的な基礎資料の関連項目

- 下巻 第9章 145 ページ「避難指示区域について」
- 下巻 第9章 146 ページ「見直し後の避難指示区域について」
- 下巻 第9章 147 ページ「避難指示区域の見直し前後の変化（1/2）」
- 下巻 第9章 148 ページ「避難指示区域の見直し前後の変化（2/2）」
- 下巻 第9章 149 ページ「避難指示区域の解除について」

出典：原子力災害対策本部「ステップ2の完了を受けた警戒区域及び避難指示区域の見直しに関する基本的考え方及び今後の検討課題について」より作成

出典の公開日：平成23年12月26日

本資料への収録日：平成29年3月31日